

外国為替証拠金取引説明書 新旧対照表

下線部分が変更点

変更箇所	新取引説明書	旧取引説明書
<p>外国為替証拠金取引のリスクについての説明 ④流動性リスク</p>	<p>外国為替市場には値幅制限がなく、特別な通貨管理が行われていない日本円を含む主要国通貨の場合、通常高い流動性を示しています。しかし、主要国での祝日や、ニューヨーククローズ間際・週始のオープンにおけるお取引、普段から流動性の低い通貨でのお取引、あるいはマーケットの変動が激しいためにインターバンクからのレート提示が行われていない場合など、弊社でのレート提示が困難な状況下でのお取引においては、弊社の通常の営業時間帯であっても、ポジション（建玉）の決済や新たなポジション（建玉）の保有が困難となる場合があります。また、天災地変、戦争、政変、為替管理政策の変更、同盟罷業等の特殊な状況下で特定の通貨のお取引が困難又は不可能となるおそれもあります。</p>	<p>外国為替市場には値幅制限がなく、特別な通貨管理が行われていない日本円を含む主要国通貨の場合、通常高い流動性を示しています。しかし、主要国での祝日や、ニューヨーククローズ間際・週始のオープンにおけるお取引、普段から流動性の低い通貨でのお取引、あるいはマーケットの変動が激しいためにインターバンク間のレートの提示が困難な状況でのお取引においては、弊社の通常の営業時間帯であっても、ポジション（建玉）の決済や新たなポジション（建玉）の保有が困難となる場合があります。また、天災地変、戦争、政変、為替管理政策の変更、同盟罷業等の特殊な状況下で特定の通貨のお取引が困難又は不可能となるおそれもあります。</p>
<p>3. 本人確認書類の提出 (個人のお客様の場合)</p>	<p>I 口座開設の場合 ※いずれか1点をご提出ください。 1. 各種健康保険証 ※住所等手書きの記載によるものはお受けいたしかねます。 (共済組合員証は健康保険証に準じます。) ※後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証による口座開設はお受けいたしかねます。 2. 運転免許証 3. 外国人登録証明書 4. 住民基本台帳カード 5. 住民票の写し 6. 住民票記載事項証明書 7. 印鑑登録証明書 8. 外国人登録原票記載事項証明書 1～4 は有効期限内又は現在有効なもの写しをご用意下さい。 5～8 は作成・発行から 3 ヶ月以内のもの (コピー可) をご用意下さい。</p> <p>II 氏名変更の場合 (いずれもコピー可) 1. 戸籍謄本 2. 戸籍抄本</p> <p>III 住所変更の場合 (いずれもコピー可) 1. 住民基本台帳カード 2. 住民票の写し 3. 住民票記載事項証明書 4. 運転免許証 5. 外国人登録証明書 6. 外国人登録原票記載事項証明書</p>	<p>I 口座開設の場合 ※いずれか1点をご提出ください。 1. 各種健康保険証 ※住所等手書きの記載によるものはお受けいたしかねます。 (共済組合員証は健康保険証に準じます。) 2. 運転免許証 3. 外国人登録証明書 4. 住民基本台帳カード 5. 住民票の写し 6. 住民票記載事項証明書 7. 印鑑証明書 8. 外国人登録原票記載事項証明書 1～4 は有効期限内又は現在有効なもの写しをご用意下さい。 5～8 は作成・発行から 3 ヶ月以内のものをご用意下さい。</p> <p>II 氏名変更の場合 1. 戸籍謄本 2. 戸籍抄本</p> <p>III 住所変更の場合 1. 住民基本台帳カード 2. 住民票の写し 3. 住民票記載事項証明書 4. 運転免許証</p>

<p>22. 証拠金等の出金</p>	<p>ある時点において弊社に預託されている有効証拠金額から評価益を引いた額が、当該時点における保有ポジション（建玉）にかかる取引証拠金、注文中証拠金、及び当該時点における出金依頼金額の合計額を超過している場合には、お客様は、当該超過分（以下「<u>出金可能金額</u>」といいます。）の全部又は一部の返還を受けることができるものとします。尚、出金依頼後、実際の出金時の<u>出金可能金額</u>が当該出金依頼金額を下回った場合、その出金時点での<u>出金可能金額</u>が出金されることとなります。</p> <p>【円貨】</p> <p>出金金額が 50 万円以内の場合で当日中の出金をご希望の場合、12 時までに受け付けた出金については、当日中に 出金します。12 時以降の出金依頼については翌営業日の出金依頼として扱われます。</p> <p>50 万円を超える出金の場合は、翌々営業日に<u>出金可能金額</u>を出金致します。また、当日中の出金をご希望されない場合は、翌々営業日の出金となります。</p>	<p>ある時点において弊社に預託されている有効証拠金の額から評価益を引いた額が、当該時点における保有ポジション（建玉）にかかる取引証拠金、注文中証拠金、及び当該時点における出金依頼金額の合計額を超過している場合には、お客様は、当該超過分（以下「<u>返還可能額</u>」といいます。）の全部又は一部の返還を受けることができるものとします。尚、出金依頼後、実際の出金時の<u>返還可能額</u>が当該出金依頼金額を下回った場合、その出金時点での<u>返還可能額</u>が出金されることとなります。</p> <p>【円貨】</p> <p>出金金額が 50 万円以内の場合で当日中の出金をご希望の場合、12 時までに受け付けた出金については、当日中に 出金します。12 時以降の出金依頼については翌営業日の出金依頼として扱われます。</p> <p>50 万円を超える出金の場合は、翌々営業日に<u>出金依頼額全額</u>を出金し致します。また、当日中の出金をご希望されない場合は、翌々営業日の出金となります。</p>
---------------------------	--	--

23. 証拠金等に関する用語

用語	説明
[削除]	[削除]
資産合計	お預りしている資産の合計で外貨については円換算し、合計したもの。
有効証拠金(額)	<u>資産合計に評価損益を加減算したもの。</u> <u>(資産合計±評価損益金)</u>
取引証拠金	<u>ポジションを保有する際に必要となる金額。</u>
評価損益金	<u>未決済ポジションを現在のレートで評価した際の損益合計金額。ユーロ/米ドル、英ポンド/米ドルの損益については円換算したもの。</u>
注文中証拠金	<u>注文状態が未約定の新規指値注文に対する取引証拠金。</u>
使用中証拠金	<u>取引証拠金と注文中証拠金を合計したもの。</u>
取引余力	<u>新規注文に利用可能な金額。</u> <u>(有効証拠金額－使用中証拠金－出金依頼金額)</u>
出金可能金額	<u>出金依頼が可能な上限金額。</u> <u>(取引余力－評価益)</u>
出金依頼金額	<u>出金依頼の指示を出された金額。</u>
証拠金維持率	<u>取引証拠金に対する有効証拠金額の比率のこと。</u> <u>(有効証拠金額÷取引証拠金)</u> <u>証拠金維持率が20%以下(レバレッジ200倍コースの場合40%以下)になると、ロスカットが執行されます。</u>

用語	説明
預り資産	<u>お預りしているお客様の資産。</u>
資産合計	お預りしている資産の合計で外貨については円換算し、合計したもの。
取引証拠金	<u>現在保有しているポジションの維持に必要な証拠金額。</u>
評価損益金	<u>未決済ポジションを現在のレートで評価した際の損益合計金額。</u> <u>外貨については円換算したもの。</u>
注文中証拠金	<u>注文中のオーダーが約定する際に必要となる証拠金額。</u>
使用中証拠金	<u>(取引証拠金+注文中証拠金)</u>
出金依頼金額	<u>お預かりしている資産から出金依頼の指示を出された金額で、出金が完了するまで表示したもの。</u>
有効証拠金	<u>(資産合計+評価損益金)</u>
取引余力	<u>新規に注文を入れる為に利用可能な金額。</u> <u>(有効証拠金－使用中証拠金－出金依頼金額)</u>
返還可能額	<u>現在出金する事が可能な上限金額。</u> <u>(取引余力－評価益)</u>
証拠金維持率	<u>取引証拠金に対する有効証拠金の比率を表示したもの。</u> <u>(有効証拠金÷取引証拠金)</u>

<p>29. ロスカットルール</p>	<p>弊社では、原則として、証拠金維持率が適正の場合（50%※2以上）は 数分～10分毎にお客様の証拠金の状況等を確認いたします。その際、お客様の証拠金維持率が 50%を下回ったことが確認された場合（以下、証拠金維持率が 50%※2 を下回った口座を「危険口座」といいます。）においては、その後証拠金維持率が 50%※2 以上となるまでの間 1～2 分毎に当該危険口座の証拠金維持率の評価・確認を行うとともに、取引画面に危険口座である旨を表示してお客様に通知します。</p> <p>また、弊社では上記の取引画面における表示に併せて、ご登録いただいておりますメールアドレス宛に警告を促す電子メール（ロスカットアラート）を配信することがあります。<u>なお、ロスカットアラートは一取引日につき一度のみの配信となります。ただし、お客様は自己の責任において、取引画面にてポジション(建玉)の管理を行うものとし、お客様の事情によりこれらの電子メールが届かなかったとしても、弊社は一切の責任を負わないものとします。</u></p>	<p>弊社では、原則として、証拠金維持率が適正の場合（50%※2以上）は 数分～10分毎にお客様の証拠金の状況等を確認いたします。その際、お客様の証拠金維持率が 50%を下回ったことが確認された場合（以下、証拠金維持率が 50%※2 を下回った口座を「危険口座」といいます。）においては、その後証拠金維持率が 50%※2 以上となるまでの間 1～2 分毎に当該危険口座の証拠金維持率の評価・確認を行うとともに、取引画面に危険口座である旨を表示してお客様に通知します。</p> <p>また、弊社では上記の取引画面における表示に併せて、ご登録いただいておりますメールアドレス宛に警告を促す電子メール（ロスカットアラート）を配信することがあります。ただし、ロスカットアラートは一取引日につき一度のみの配信となります。</p>																								
<p>弊社の概要について 5 役員の状況</p>	<table border="1" data-bbox="383 603 987 861"> <thead> <tr> <th>役員名</th> <th>氏名又は名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代表取締役</td> <td>西條 晋一</td> </tr> <tr> <td>専務取締役</td> <td>高根 宏章</td> </tr> <tr> <td>常務取締役</td> <td>秋沢 正徳</td> </tr> <tr> <td>取締役</td> <td>田島 聡一</td> </tr> <tr> <td>監査役</td> <td>横田 淳</td> </tr> </tbody> </table>	役員名	氏名又は名称	代表取締役	西條 晋一	専務取締役	高根 宏章	常務取締役	秋沢 正徳	取締役	田島 聡一	監査役	横田 淳	<table border="1" data-bbox="1267 603 1872 861"> <thead> <tr> <th>役員名</th> <th>氏名又は名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代表取締役</td> <td>西條 晋一</td> </tr> <tr> <td>専務取締役</td> <td>高根 宏章</td> </tr> <tr> <td>取締役</td> <td>秋沢 正徳</td> </tr> <tr> <td>取締役</td> <td>田島 聡一</td> </tr> <tr> <td>監査役</td> <td>横田 淳</td> </tr> </tbody> </table>	役員名	氏名又は名称	代表取締役	西條 晋一	専務取締役	高根 宏章	取締役	秋沢 正徳	取締役	田島 聡一	監査役	横田 淳
役員名	氏名又は名称																									
代表取締役	西條 晋一																									
専務取締役	高根 宏章																									
常務取締役	秋沢 正徳																									
取締役	田島 聡一																									
監査役	横田 淳																									
役員名	氏名又は名称																									
代表取締役	西條 晋一																									
専務取締役	高根 宏章																									
取締役	秋沢 正徳																									
取締役	田島 聡一																									
監査役	横田 淳																									